

岩手大学宿舎規則

平成16年4月1日 制定

目次

第1章 総則	(第1条－第4条)
第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者	(第5条－第6条)
第3章 宿舎の設置等	(第7条)
第4章 宿舎の維持及び管理	(第8条－第13条)
第5章 雑則	(第14条－第15条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学が、第3条に規定する職員等に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、職員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって岩手大学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 岩手大学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、岩手大学不動産管理規則に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員等 次に掲げる者をいう。
 - イ 国立大学法人岩手大学学則第10条及び第11条に規定する者
 - ロ 国立大学法人岩手大学職員就業規則第16条の規定による休職又は第45条の規定による停職の処分を受けた者
 - ハ 岩手大学において教育研究に従事する外国人で別に定める者
- 二 宿舎 職員等及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため岩手大学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(宿舎の形態)

第4条 宿舎は、有料宿舎とする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第5条 宿舍の設置は、岩手大学長（以下「学長」という。）が行うものとする。

(維持及び管理)

第6条 宿舍は、学長が維持及び管理を行うものとする。

第3章 宿舍の設置等

(設置の方法)

第7条 宿舍の設置は、建設、購入、交換、寄付及び借受の方法により行うものとする。

2 宿舍は、次に掲げる場合において、予算の範囲内で設置し、貸与することができる。

一 職員等の職務に関連して岩手大学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合

二 職員等の住宅不足により岩手大学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

第4章 宿舍の維持及び管理

(被貸与者に対する監督)

第8条 学長は、被貸与者（宿舍の貸与を受けた者及び第13条第1項の規定の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）をいう。以下同じ。）がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(宿舍を貸与する者の選定)

第9条 宿舍を貸与する者の選定に当たっては、学長は、別に定めるところにより、岩手大学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(宿舍の使用料)

第10条 宿舍の使用料（以下「宿舍使用料」という。）は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ第13条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により各宿舍につき学長が決定する。

2 新たに宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舍使用料は、日割により計算した額とする。

3 宿舍の貸与を受けた者は、宿舍使用料を毎月指定する期日までに、岩手大学に払い込まなければならない。

4 宿舍の貸与を受けた者が第13条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舍使用料を、毎月その月末までに、岩手大学に払い込まなければならない。

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舍使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舎の使用上の義務)

- 第 1 1 条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。
- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- 4 前条第 5 項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第 1 項又は第 2 項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

- 第 1 2 条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、岩手大学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

- 第 1 3 条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者（その者が第 2 号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から 20 日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、6 月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。
- 一 職員等でなくなったとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 在籍出向その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - 四 当該宿舎について岩手大学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - 五 岩手大学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- 2 宿舎の被貸与者は、学長が、第 1 1 条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者が前 2 項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の 3 倍（その額を軽減することがやむを得ないものとして別に定める場合には、その定める期間に限り 1. 1 倍）に相当する金額とする。

4 第10条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第5章 雑 則

（宿舎の現況に関する記録）

第14条 学長は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

（実施規則）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（宿舎の無償使用）

第2条 岩手大学は、国立大学法人岩手大学の成立の際、現に国及び国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律第117号）の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち岩手大学に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。

（経過措置）

第3条 この規則の施行の際、現に国家公務員宿舎法の各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規則による各相当規定によってなされた承認を受けた被貸与者とみなす。